

幸せに暮らせるまち 「うつのみや」を目指して

— 宇都宮市自治基本条例 —



 宇都宮市

自治基本条例って何だろう？

「自治基本条例」って何？



その名のとおり、「自治=まちづくり」の基本的な事項やルールを定めた条例です。宇都宮市が目指す自治の姿、まちづくりを進めるための基本的な考え方、誰がどんな役割を担い、どんな方法でまちづくりに取り組んでいくのかといった市民・議会・行政それぞれの役割などについて書かれています。

どうして条例が必要なのか？



地方分権が進む中、自治体にはそこに住む市民の意思と責任で、まちづくりや地域課題の解決に取り組むことが求められています。また、社会環境の急激な変化に伴って市民ニーズが多様化・高度化し、行政だけではこれらのニーズに対応することが困難になってきています。

このようなことから、市民・議会・行政が協力し、市民みんなが幸せに暮らしていけるように、また、宇都宮らしいまちづくりを進めていけるように、地域や市民の役割、自治の運営の仕組みなどを定めるルールが求められ、基本的なルールとなる「自治基本条例」をつくる必要となってきました。

「自治基本条例」ができるとまちづくりはどう変わるの？



市民・議会・行政の三者が、条例に掲げる自治の姿を実現するため共通の将来像や目標を共有し、まちづくりに取り組んでいくことができます。

また、市民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者などと行政が担うまちづくりに関する役割が明確になり、市民が主役のまちづくりが一層進められます。



自治基本条例で大切なポイントは・・・

◎ 市民・議会・行政による協働のまちづくり

市民・議会・行政のみんなで協働のまちづくりを進めます。

◎ 市民の市政への参加

市民自治を実現するため、市政運営への市民参加を進めます。

この条例はこうしてできました

幅広い立場や年齢層の市民からなる公募委員を中心に、市議会議員と市職員が参加した「宇都宮市自治基本条例を考える会議（平成18年6月設置）」で、市民みんなが幸せに暮らせるまちの実現に向け、約2年間に渡り、市民が主役のまちを築くための基本的なルールについて熱い議論が重ねられました。

そして、考える会議から提出された提言をもとに、条例に盛り込む内容等についてたくさんのご意見をいただき（パブリックコメントなど）様々な角度からの検討や議会の審議を経て、平成20年12月に制定しました。

市民・議会・行政による 協働のまちづくり



より住みやすいまちを築いていくためには、例えば落ち葉拾いといった地域の清掃活動など、そこに暮らすみんなが協力して課題を解決していくことが必要になってきています。その課題は、行政が主体となって解決すべきものから地域のみなさんが主体となって解決すべきものまで様々です。

自治基本条例では、市民・議会・行政と一緒に考え、協力してまちづくりをするための基本的なルールや仕組みを明らかにしています♪



市民

宇都宮市に暮らし、学び、働く人

- ・ 宇都宮市の自治を担う主役です。
- ・ お互いに助け合い、公共的活動に積極的にかかわりをもつことが求められます。
- ・ 市のまちづくりに参加したり、意見を述べるのが期待されます。

互いに話し合い、助け合い、連携して、公共的活動※1、協働※2のまちづくりを進めていきます。

公共的活動を行う上で、市民・議会・行政がそれぞれの役割を担うことはもちろん、「人材の育成」、「情報の共有」なども大切になってきます。

人材の育成

より住みやすいまちにしていくため、自己研さんに励み、その知識や経験をまちづくりに生かすことが求められます。また、将来の宇都宮市の自治をリードする人材を育成することも求められます。

情報の共有

自治を担う市民、議会、行政が協働のまちづくりを進めていくためには、お互いの情報を共有することが大切になります。



議会

宇都宮市のまちづくりについて決めていく機関

- ・ 行政の仕事をチェックします。(市政の監視、調査)
- ・ 政策を立案します。
- ・ 市民への情報提供、説明に努めます。
- ・ 市の重要事項を決定します。(条例や予算などの議決)



行政

まちづくりを進めるため
色々な事業を行う機関

- ・ 公平、公正、誠実に市政(仕事)を遂行します。
- ・ 積極的な情報提供に努めます。
- ・ 市民協働のまちづくりを積極的に進めます。
- ・ 自己研さんに励み、能力向上に努めます。

※1 公共的活動=防犯活動や清掃活動など、「私たちがさらに幸せに暮らしていくために必要な活動である」とみんなが理解し、お互いのために協力して行う活動のことをいいます。
なお、その内容や範囲は時代やニーズによって変化しています。

※2 協働=私たちのまちについて共通の目標を実現するために、お互いの信頼と合意のもと、役割と責任を担い合い、お互いの特性や能力を発揮しながら連携・協力して、効果的にまちづくりに取り組んでいくことを指します。

市民の市政への参加



市民自治を進める上で大切なのは、みんながまちづくりについて話し合い、意見をまとめ上げて、まちづくりに反映させていくこと。
市民のみなさんが意見を述べたり、まちづくりに参加できる仕組みを通じて、みんなで一緒にまちづくりを進めていきます♪

パブリックコメント での意見提出

まちづくりの計画などについての意見を伝えるため、計画案や条例案に対して意見を提案



計画を作成

市政を運営する上での基本原則

- 市民が市政について意見、提案する機会を確保し、その意見などを尊重します。
- 長期的な展望に立ってまちづくりを進めるため、総合計画をつくり、計画的な市政運営を行います。
- 経営資源を効率的かつ有効に活用します。
- 情報公開を進め、市政に関する情報を積極的に提供、市民への説明責任を果たします。
- 公正な市政運営を実現するため、適正な行政手続を行います。
- 他の自治体などと協力して広域的な課題、共通する課題の解決に努めます。



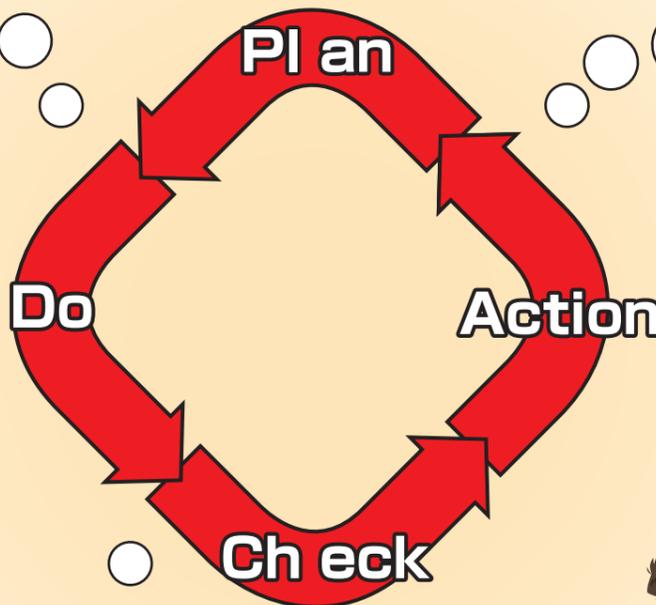
まちづくりに必要な施策・事業をみなさんと一緒に計画・改善しながら市政運営していきます。



自治を担う3者で実施

公募委員として 市政に参加

より良いまちにするために、審議会などの委員として会議に参加し、市の計画や構想など市政に参加



計画の見直し・検討

宮だより

市政に対する意見・提言、ちょっとしたアイデアを電子メールやFAXなどで提出



評価・分析

住民投票

市政に係る特に重要な事項で、直接住民の意思を確認する必要がある場合、法律に基づき実施



◆「市民みんなが幸せに暮らせるまち」をめざして◆

「市民みんながさらに幸せに暮らせるまちにしたい」、そんな思いを込めて2年余に渡り議論を重ね、この自治基本条例をつくりました。

「より住みやすいまちにしたい」、「やさしさと思いやりのあふれるまちにしたい」など、宇都宮のまちづくりへの思いが詰まっている宇都宮市自治基本条例「前文」をご紹介します。

宇都宮市は、関東平野の北部に位置し、日光連山から続く山並みのふもと、鬼怒川に由来する豊富な水、緑、肥沃な大地をはじめとする恵まれた自然に支えられ、古くから二荒の森を中心に、門前町、宿場町、城下町として発展してきた。

近年は、戦災によるまちの焼失等の幾多の困難を乗り越え、均衡のとれた都市として成長を続けている。

この宇都宮市に住み、学び、働く私たちは、個人として、また、企業や各種団体の一員として、まちを構成するとともに、まちづくりの担い手の一人としての責任を有している。

さらに、自らが暮らす地域の環境のみならず、地球環境にも十分配慮していくなど、地球規模の課題に対しても責任を有している。

私たちは、この地において、古き良きものを守りつつ、未来を見つめながら、地域に根差した新しい文化を求め、創っていこうとする中で、互いに共通する思いとして、より住みやすいまちを築いていきたいと考えている。

また、私たちは、まわりの人々も幸せにしていこうというやさしさを持ち、思いやりのある社会を創っていききたいと考えている。

このようなまち、社会を実現し、市民がさらに活力に満ち、幸せに暮らしていくためには、市民、企業や各種団体、市のそれぞれが社会に果たす役割を認識しながら、「もったいない」という心を持ち、社会資源を活用しつつ、協働することによって公共的活動を行い、自治を担っていくことが重要である。

私たちは、市民に最も身近な自治が、どのようなものであるべきかを話し合った成果として、ここに、宇都宮市の自治の最も基本的な事項を定める宇都宮市自治基本条例を制定する。

(宇都宮市自治基本条例をもっと詳しく知りたい方は、市ホームページで条例本文や検討経過を紹介しております。是非ご覧ください。)



宇都宮市 行政経営部 行政経営課 行政改革室
〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号
TEL 028-632-2035 / FAX 028-632-5425
<http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/>
E-mail : u2105@city.utsunomiya.tocchigi.jp
ご意見・ご質問等ございましたらお寄せください。